平成２７年（フ）第８７８号
愛知県知多郡武豊町字多賀３丁目８番地
債務者　永田　弥貴
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　佑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
秋田県能代市元町15番33号　第15スカイハイツ　102号
債務者　青山　建司
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６６号
広島県呉市宮原２丁目７－26、住民票上の住所広島県呉市西中央５丁目５番16号
債務者　奥原　三朗
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９４２号
神奈川県茅ヶ崎市松林３丁目９番31号　レオパレスＳＡＩＲＩＮ203
債務者　中澤　裕子（旧姓利根川）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５８号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目41番３号
債務者　岩田　貴志
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛田　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０１号
横浜市中区石川町２丁目65番地４　アーバンヒル元町402号室
債務者　金須　宏子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０６号
北海道帯広市西19条南３丁目11番４号
債務者　せつこノ部屋こと　萱場　節子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
愛知県一宮市起字用水添310番地１　グリーンヒルズ常磐Ａ棟201号
債務者　野田　勇一
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２４号
愛知県津島市立込町１丁目26番地１　若実大マンション３Ｄ号
債務者　野田やす子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１６７号
愛知県一宮市平島１丁目16番１－110号　県営平島住宅
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８２号
愛知県一宮市奥町字野方80番地１　デュープレックスイトーⅡＡ－102号
債務者　大脇　健作
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７５号
山口県下関市新垢田西町２丁目１番Ｒ12－206号　市営住宅
債務者　湯浅　竜雄
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
香川県高松市紙町460番地
債務者　林　　香里（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８２０号
福岡市南区柳河内１丁目９番29号
債務者　西村　廣興
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３８号
福岡市西区愛宕２丁目13番32－102号
債務者　兼元　広明
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４３号
福岡県福津市津屋崎８丁目８番１号
債務者　正木　孝典
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５１号
福岡市東区香椎団地１番３－604号
債務者　大内　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部